

令和元年6月～令和2年5月の支給に係る 児童手当・特例給付 現況届のお知らせ

大 阪 市

あなたが受給中の児童手当について、令和元年6月以降の児童手当の受給資格等を確認するために、同封の「現況届」の提出が必要です。次の事項及び裏面の記入例を参考に記入のうえ、提出してください。児童手当の受給資格について、本市において審査を行います。審査の結果、**継続して受給する場合は通知せずに支給します。**

下記の場合は、審査結果を通知します。

- ①受給資格が消滅する場合や支給金額が変更される場合
- ②受給者・配偶者の所得逆転により、配偶者の方が児童の生計を維持する程度が高いと判断される場合
- ③上記以外に本市が審査結果、その他の通知を必要と判断した場合

「現況届」が提出されない場合は、令和元年6月分以降（令和元年10月支払い分以降）の手当の支給が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなります。

1. 提出書類

①**現況届** 裏面の記入例を参考に必要事項を記入してください。

②**受給者・配偶者の健康保険証の写し** 現況届の裏面に貼付してください。

③申立書等の添付書類 **必要に応じてご提出**ください。

・**年金加入・勤務証明書（現況届の裏面をご確認ください。）**

次に該当する場合は、年金加入・勤務証明書を提出してください。

・厚生年金に加入しており、健康保険は国民健康保険である場合。（全国土木：記号が71～は除く）

・受給者が公務員で、派遣（出向）されている場合。

※健康保険証から加入年金が確認できない場合は、証明書の提出をお願いすることがあります。

・**別居監護申立書**

別居している児童を監護している受給者は提出が必要です。

市外別居の児童については、マイナンバーを利用した情報連携により、世帯構成の確認を行います。

マイナンバーを提供いただけない場合は、住民票の写しをご提出いただく場合があります。

・**児童手当に係る海外留学に関する申立書**

国外に居住している児童を監護している受給者は提出が必要です

（申立書の添付書類が外国語で記載されている場合は、その翻訳書も必要です。）

3年以内の海外留学の場合を除き、海外に居住する児童については、児童手当が支給されません。

・**その他**

個々の世帯の状況に応じて、別途提出が必要となる場合があります。その場合は後日、区保健福祉センターから連絡します。

2. 提出期限と提出方法

提出期限：**令和元年6月1日～令和元年6月末日（必着）**

提出方法：**郵送**、またはお住まいの区の保健福祉センター**児童手当担当窓口へ提出**してください。

郵送で提出する時は、必ず切手を貼付して下さい。貼付の無い時は、受取らない場合があります。

3. 支払日

期限内に提出された方で、引き続き受給資格がある場合は、6～9月分が令和元年10月7日（月）、10～1月分が令和2年2月5日（水）、2～5月分が令和2年6月5日（金）に支給されます。

■児童手当の受給資格審査に関する公簿の閲覧について■

現況届の受給資格審査については、同意に基づき大阪市が保有する所得関係公簿等の確認によって行います。大阪市による関係公簿の確認を同意されない方は、審査に必要な関係書類を提出していただくことになります。その際は、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口にて現況届を持参していただき、ご相談ください。

公務員の方で、独立行政法人等への派遣から復職されるなどにより、所属長から児童手当を支給される場合は、本市からの児童手当については受給事由消滅手続き等が必要となりますので、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へお問合わせください。

児童が施設に入所している場合や里親等に委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に児童手当が支給されます。児童の養育状況に変更があった場合は、お住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へお問合わせください。

【記入例及び記入上の注意】

※印字されている表示内容に誤りがある場合は、朱書き訂正をしてください。
 ※送付の際は、中央の点線部で切り離して送付ください。
 ※健康保険証の写し(受給者・配偶者分)は提出される現況届裏面の貼付欄に貼り付けてください。

(あて先) 大阪市長
 ○○年度 児童手当・特例給付 現況届

認定番号	提出年月日		① **年**月**日								
(フリガナ) 受給者の氏名	カンリ タロウ		性別	生年月日							
② 管理 太郎 印	資格の認定に必要な公簿等を閲覧されることに異議ありません										
住所	大阪市北区中之島1丁目*番*号		日中に連絡のとれる電話番号	③ 06-6208-****							
受給者の1月1日の所在地が現在の住所と異なる場合は右側に記入	④		配偶者	⑦ 有・無							
職業又は勤務先(6月1日現在)	⑤ 中之島銀行	児童との続柄	⑥ 父・母・()	⑧ 有・無							
加入している年金の種類	⑨ 1厚生年金 2共済組合 3国民年金 4加入していない	必要提出書類		⑩ 被用区分							
受給者の健康保険証(写し)を裏面に貼り付けてください											
(フリガナ) 配偶者の氏名	⑪		性別	⑫							
配偶者の氏名	⑬			⑭							
受給者の1月1日の所在地が現在の住所と異なる場合は右側に記入	⑮		児童との続柄	⑯ 父・母・()							
職業又は勤務先(6月1日現在)		⑰	譲渡所得	⑱ 有・無							
配偶者の健康保険証(写し)を裏面に貼り付けてください (※※配偶者有の場合※※)											
18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を全員書いてください	児童の氏名	生年月日	性別	続柄	生計関係	監護の有無	同居海外別居	別居中の児童の住所 海外留学開始年月	3歳未満	3歳以上	中学
	⑱				同一・維持	有・無	同居海外別居				
					同一・維持	有・無	同居海外別居				
					同一・維持	有・無	同居海外別居				
					同一・維持	有・無	同居海外別居				
					同一・維持	有・無	同居海外別居				
決裁	判定	被用区分	通知番号	控除後の所得額		所得区分					
	支給・却下	被用・非被用	第 号	円		円		・児童手当 ・特例給付			
	担当課長	課長代理	担当係長	係員		所得制限限度額		手当月額	3歳未満分	小学校修了前分	千円
	起案日	完了日						千円	千円	千円	

- ①は提出する年月日を記入してください。
- ②は受給者本人が記入する場合は、押印は不要です。
- ③は日中に連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。
- ④は平成31年1月1日時点の住所が現在の住所と異なる場合に記入してください。
- ⑤は具体的な勤務先を記入してください。
- ⑥で父・母でない場合は()内に続柄を記入してください。
- ⑦は配偶者がいる場合は、「有」を、いない場合は、「無」を○で囲んでください。
- ⑧譲渡所得(※2)の有無について、○で囲んでください。
- ⑨は加入している年金の情報を右側の1~4で選んでください。
- ⑩は加入されている年金の種類を表示しています。変更がある場合は朱書き訂正してください。受給者が厚生年金・共済組合に加入している場合は被用(※1)、それ以外の場合は、非被用と表示しています。
- ⑪は⑦の配偶者が、「有」の場合は、⑫~⑰まで記入してください。
- ⑱児童の氏名及び続柄を記入してください。なお、平成13年4月2日以降に生まれた児童を全員記入してください。また、あらかじめ印字している性別は、双子など、生年月日が同一の場合は、氏名を五十音順にした場合の性別となっておりますので、ご了承ください。

- ◆「生計関係」欄：受給者自身の子どもで、生計を同じくしている場合は「同一」、受給者自身の子どもでなく、受給者が生活費の大半を支出している場合は「維持」と表示しています。
- ◆「監護の有無」欄：受給者が子どもを養育している場合は「有」、養育していない場合は「無」と表示しています。
- ◆「同居・海外・別居」欄：別居の場合は、「別居中の児童の住所」に記入のうえ、別居監護の申立書を提出してください。また、別居監護申立書には児童のマイナンバーの記入が必要です。 ※表示内容に誤り、変更がある場合は、朱書き訂正のうえ提出してください。

【用語解説】

- (※1) 被用者…民間企業や官公庁に雇用されており、厚生年金又は共済組合に加入されている方
- (※2) 譲渡所得…土地、建物、株式等の資産を譲渡することによって生じる所得

児童手当の寄附について

児童手当の全部又は一部の支給を受けずに、これを大阪市に寄附して、こども・子育て支援のために活かしてほしいという方には、簡便に寄附を行う手続きもあります。詳しくはお住まいの区の保健福祉センター児童手当担当窓口へお問合わせください。

児童手当については、所得制限が設けられており、所得制限限度額を超過する場合は、児童1人あたり月額5千円が特例給付として支給されます。

◆所得制限限度額表()は、収入額の目安です。

扶養人数	所得額
0人	622万円(833.3万円)
1人	660万円(875.6万円)
2人	698万円(917.8万円)
3人	736万円(960.0万円)

扶養人数4人以降、1人増すごとに38万円増